

■議案第109号 四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

【要旨】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）では、個人番号（マイナンバー）の利用範囲は、番号法第9条第1項で別表に規定されている社会保障、地方税、防災分野に関する事務（法定事務）で利用することが規定されていますが、地方公共団体独自のマイナンバーの利用（番号法第9条第2項）、地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供（番号法第19条第10号）を地方公共団体が定める条例に委任しています。その規定に基づいて四万十町でも利用及び提供を行うために、本条例を制定するものです。

【内容】

四万十町における、個人番号の利用と特定個人情報の提供に関し、事務、情報、庁内連携、機関連携できるようにするための条例を制定することにより、個人番号を利用し、各種申請時の添付書類の省略といった町民の利便性や事務効率の向上を図るため、情報連携を進める。

下記のとおり、3つの別表により整理し規定しています。

- 別表第1 : 町長部局・教育委員会で独自利用する事務を特定、（番号法別表第1に規定された法定事務以外の事務での個人番号の利用）
- 別表第2 : 別表第1で規定した事務ごとに、庁内連携を行う情報を特定、（同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用）
- 別表第3 : 教育委員会が行う事務の内、町長部局からの情報の提供を受ける（機関連携）事務及び情報を特定、（同一自治体の異なる機関間での特定個人情報の連携）

【根拠法令】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）
（利用範囲）

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定す

る地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 ～ 略

(特定個人情報の提供の制限)

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

1 ～ 9 略

10 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

11 ～ 略